

災害による市営住宅への特定入居に関する要綱

平成13年3月2日

12川ま管第983号

(目的)

第1条 この要綱は、災害に被災した住宅困窮者に対し、川崎市営住宅条例（昭和37年川崎市条例第57号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、公募によらず市営住宅（以下「住宅」という。）への入居を認める場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災 害 火災、地震、水害等をいう。
- (2) 被 災 者 災害に被災し、自ら居住する住宅を失った市民をいう。
- (3) 特定入居 条例第6条第1項の規定により市営住宅に入居することをいう。

(申込資格)

第3条 被災者が特定入居を申込むにあたっては、次の資格を備えていなければならない。

- (1) 条例第8条に定める資格を備えていること。（ただし、同条第1項第1号を除く。）
- (2) 市内に居住していること。
- (3) 家屋を所有していないこと。

(申込手続)

第4条 被災者は、原則として被災後7日以内に市に連絡し、その後速やかに条例施行規則に定める申込手続をとらなければならない。

ただし、条例第8条第3項により特定入居する場合はこの限りでない。

(入居できる住宅)

第5条 被災者が入居できる住宅は、公募における当選者の入居を妨げない範囲で市が指定する空家住宅とする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 3 月 2 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 3 月 6 日から施行する。